評　釈

「攻めの知財へ『特許の怪物』も使いよう 訴訟恐れぬ日本企業に」

（日本経済新聞 2026 年 11 月 2 日「Deep Insight」編集委員 瀬川奈都子）

― NPE 活用論をめぐる肯定・否定の論点整理と実務的評価 ―

2026 年 11 月 4 日（改訂版）

Claude Opus 5.5

要旨

①記事は、知財立国が進まない一因を訴訟を過度に恐れる企業文化に求め、NPE（非実施主体）を日本も「使いこなす」べきだと説く。論拠は、2025 年の東京地裁パンテック対グーグル判決、韓国の国策的な NPE 活用、米国のプロパテントへの揺り戻し、日本発 NPE である知的創造サイクルラボ（ICCL）の取り組みである。

②記事はトロールと NPE を呼称上区別し、乱訴の抑止と正当な権利行使の後押しの両立を説く。単純なトロール礼賛ではない。ただし両者を分ける基準や、乱訴を抑える具体策は示していない。

③肯定論の柱は、休眠特許の資金化、「侵害し得」の是正、中小・個人の権利実効化、日本の法廷地としての価値向上、集団的権利行使による経済安全保障。否定論の柱は、NPE 訴訟がイノベーションを削ぐという実証研究、「私掠船」型売却による競争の歪み、日本企業自身への跳ね返り、補填原則との不整合である。

④評者は方向性に賛成しつつ、次の点に留保を付す。成功例のパンテック事件は「韓国 NPE が米国企業の日本法人を東京で訴えた」事件で、日本企業が被告になる構図の裏返しでもある。SEP 事件の射程は限られる。日本では実施しない権利者の損害は原則として実施料相当額にとどまる。手本とされる韓国でも自国企業が NPE 訴訟に苦しんでいる。

⑤実務の焦点は、特許庁が検討中の「利益請求権（仮称）」の故意要件の設計と、休眠特許を外部に託す際のガバナンス（売却先・行使先の管理）、そして外国 NPE に東京で訴えられる場面への備えである。

1. 対象記事の概要【確認】

1.1　基本情報

日本経済新聞の電子版（2026 年 11 月 2 日 10:00）および同日朝刊に掲載された「Deep Insight」欄の署名記事で、筆者は編集委員の瀬川奈都子氏である。紙面の見出しは「『特許の怪物』も使

いよう」。特許庁の写真（説明「特許庁では特許侵害の損害賠償制度を見直す議論が進む」）と、韓国の NPE 一覧、日米の特許訴訟件数の推移の図表 2 点が付く[1]。

1.2　論旨の構成

記事の構成と要点を表 1 に示す（評者による要約）。

表 1　記事の構成と要点

段落	要点
問題提起	知財立国を掲げて四半世紀近いが、進展は遅く、米国はおろか韓国にも見劣りする。一因は訴訟を過度に恐れる日本の企業文化にある。
トロールと NPE	トロールは、手放された休眠特許などを買い取り、自らは実施せず、訴訟で収益を上げる企業を指す。2000 年代初頭から米国で高額和解を迫る例が相次ぎ、呼び名が広がった。ただ、不要になった特許の買取り・収益化は知財の有効活用ともいえる。NPE はより中立的な呼称で、法的にトロールと線引きするのは難しい。
画期的判断	2025 年に東京地裁で、韓国パンテックが米グーグル日本法人に対し、無線通信特許の侵害で差止めを勝ち取った。差止めが認められにくいとされてきた種類の特許紛争での判断で、画期的だった。その後両社は和解した。
韓国（もはや忌むべきものではない）	パンテックは、経営破綻した携帯電話メーカーの特許を活用する会社として再出発した韓国 NPE。韓国の崔世煥弁理士は、知財で再生した物語として称賛され、NPE はプロパテントの担い手として活用すべき存在との認識が広がっていると説明する。韓国は 2010 年に半官半民のインテレクチュアル・ディスカバリーを設立し、2025 年 10 月に特許庁を知識財産処（省）に格上げした。図表では同社（2010 年）、パンテックの知財を取得したアイデアハブ（2016 年）、米国弁護士が設立したベッドロック IP（2021 年）を紹介。
米国	2006 年の eBay 判決で差止めの要件が厳しくなり、NPE には不利とされてきた（一色太郎外国法事務弁護士）。第 1 次トランプ政権で無効化手続の制限など権利者寄りのルールが進み、第 2 次政権の現在は差止めを認めやすくする法案が議会に提出されている。訴訟件数は 2024 年に増加へ転じ、約半数は NPE が原告。ヴィダル前米特許商標庁長官は、NPE 訴訟が近年最高水準で投資資金も集まっていると指摘。訴訟ファンドが支える生態系がある。
日本（競争力の向上へ日本も使いこなせ）	日本の特許訴訟も増加傾向だが、米国とは桁が違う。乱訴を抑止しつつ正当な権利行使は後押しすべき。特許庁は、故意侵害で得た利益を侵害者に残さない仕組みを検討中（米国は最大 3 倍、韓国は 5 倍の懲罰的賠償）。ICCL の小川一社長は、特許の買取りに際し、訴え返しやトロール視を懸念する企業を説得するところから始め、正当な権利行使は特許法の目的にかなうと説明しているという。玉井克哉東京大学名誉教授は、経済安全保障上重要な技術について、特許プール等による集団的な権利行使の枠組みを提言する。
結論	NPE は有望技術の目利き、特許の束ね、権利行使の資金調達の器として機能する。日本も使いこなすことが、産業の新陳代謝と戦略技術の国際競争力向上に資する。

記事が掲載写真で示す ICCL の説明資料は、特許の有効性・質への疑義や、相手の心理的・経済的負担の悪用を、非難されるべきトロールの特徴として挙げている[1]。

2. 背景となる事実関係【確認】

記事の論旨を検証するため、関連する事実を表 2 に整理する。

表 2　関連事実の整理

項目	内容
日本の紛争規模	記事の図表では、日本の特許侵害訴訟（地裁新受件数）は 2023 年を底に増えているが、年 100 件台にとどまる[1]。2014 年時点の比較では、中国約 5,700 件、米国約 3,300 件、ドイツ約 1,250 件に対し日本約 150 件、原告勝訴率は日本 23%（独 63%、米 36%）[2]
国内の NPE 活動	2018 年の政府 WG は、いずれの業界でもトロールの活動は現時点で活発でないとの認識を共有。他方、2 割強の企業が日本特許の売買・ライセンスでトロールから接触を受けたと回答[3]
パンテック対グーグル判決	東京地裁（2025 年 6 月 23 日）が Pixel 7 の差止めを認容。FRAND 宣言済み SEP の事件で、和解手続でグーグルが製品ごとの販売数量・売上を開示しなかったことから、ライセンスを受ける意思を否定した。同一裁判長の ASUS 事件（2025 年 4 月）は差止めを否定[4]。大阪地裁（2025 年 7 月 10 日、Pixel 7a）は請求を棄却[5]
同事件の帰結	東京地裁が勧告した FRAND 実施料額を基に 2025 年 12 月 15 日に和解。グーグルはパンテックの 4G・5G SEP について世界販売分の実施料を支払い、日本の関連 14 件とドイツ 1 件の紛争が取り下げられた[4,6]
アイデアハブ	パンテックの特許約 1,400 件を確保した韓国 NPE。特許資産 6,000 件超、2024 年売上高 1,065 億ウォン。国内の休眠特許を海外で収益化し、実施料を元の権利者に配分するモデル。直接ライセンス、プール、代行の 3 形態[7]
裁判所の制度整備	東京地裁知財部が 2026 年 1 月に SEP 訴訟・SEP 調停の指針を公表。同年 5 月の民事調停法改正で、相手方の管轄合意なしに SEP 調停を申し立てられるようになった[4]
損害賠償の実態	特許法 102 条 2 項の推定覆滅率は、2019 年の知財高裁大合議判決の前は平均約 10%、直近数年は平均約 50%[8]
実施しない権利者	権利者が実施せず競合品も販売していない場合、102 条 2 項は一般に適用されず、損害は主に 3 項の実施料相当額にとどまる[9]
制度見直しの方向	中間的整理は、懲罰的賠償を特許法単独で導入するのは困難とする一方、侵害を知りながら侵害した者に侵害者利益を請求できる「利益請求権（仮称）」の創設を提示[10]。次回小委は 2026 年 11 月 9 日予定[9]
国内のマネタイズ主体	IP Bridge（2013 年設立、1 号ファンド 300 億円規模、収益化は当初計画超と自社説明）[11]、ICCL（2024 年設立、訴訟ファンドと提携）[12]、トヨタ系 AI Samurai（NPE 型事業を想定）[13]

項目	内容
韓国	故意の特許侵害への懲罰的賠償の上限を 3 倍から 5 倍に引き上げ（2024 年 8 月 21 日施行）[14]。他方、2022 年に米国で韓国企業が関わった特許紛争 208 件のうち 149 件で韓国企業が被告側[15]
米国	2025 年に NPE が訴訟に加えた被告は 2,236 社（前年比 18.7%増）[16]。IPR 開始率は FY2024 の 68%から FY2025 の 50%、2026 年 6 月時点の 38%へ低下[17]。2026 年第 3 四半期は 57.3%に回復し、NPE 提訴は東テキサスへの集中を強めた[18]

3. 肯定論 — NPE 活用を支持する議論

3.1　休眠特許の資金化と研究開発投資の回収

記事は、不要になった特許の買取り・収益化を知財の有効活用と位置づける[1]。ICCL は、顧客の特許の移転をほぼ無償で受け、リスクを引き受けて収益化し、収益発生時に顧客へ還元するモデルを示す。小川氏は「訴訟にならないと相手にしてくれません」と述べ、海外企業との交渉は訴訟が前提になるとする[12]。IP Bridge も、1 号ファンドの収益化が当初計画を上回り、収益の一部を特許権者に還元したと説明する[11]。アイデアハブも、実施料を元の権利者に配分するとしている[7]。維持費だけを払う休眠特許を資金化し、次の研究開発に回す「知的創造サイクル」の論理である。

3.2　「侵害し得」の是正と侵害抑止

覆滅率約 50%のデータについて、日本商工会議所の委員は「侵害した者勝ち」の状態が示されたと評価し、大胆な見直しを求めた[8]。元知財高裁部総括判事の東海林保氏も、悪質との心証を抱く事案は判決に現れる以上に多く、現行 102 条では悪質性を賠償額に反映しにくいため、侵害者に利益が残れば侵害が割に合ってしまうと指摘する[10]。民法学者の橋本佳幸委員は、賠償を払ってもなお儲かるという計算ずくの侵害を招いているなら制度の欠陥であり、立法による収益引渡し制度を検討すべきとした[8]。権利行使の実効性が高まれば、行使を担う主体の存在意義も高まる。

3.3　中小企業・個人発明家の権利の実効化

栗原潔氏は、NPE 規制を強めれば、事業化の資力を持たない個人発明家や小規模企業が大企業の無断実施に対抗する手段を失うと指摘し、これをトロール対策の最も難しい点とする[19]。Cohen らの理論モデルも、NPE の訴訟が侵害を減らし、小規模発明者を支え得る面を認めている[20]。

3.4　日本の紛争解決フォーラムとしての価値

パンテック事件は、日本の特許 1 件をめぐる手続が世界の実施料条件の決着に至った例である[4]。東京地裁の指針整備と民事調停法改正により、日本の裁判所が国際的な特許交渉の場として選ばれる素地が整いつつある。米国で訴訟ファンドが権利行使を資金面で支えている点も記事は指摘しており[1]、資金と司法インフラの両面で権利行使の環境が整えば、「訴訟を恐れない」選択肢は現実味を増す。

3.5　集団的な権利行使と経済安全保障

玉井氏の提言は、経済安全保障上重要な技術について、日本企業が特許を持ち寄り共同でライセンスや訴訟に当たる枠組みを作るというものである[1]。韓国が半官半民の NPE を 2010 年に設けたことも、この方向の先例として記事は紹介する[1]。特許の束ねは、個社では難しい交渉力の確保と、実施者側の取引費用の削減を同時に実現し得る。

4. 否定論・慎重論

4.1　実証研究が示す NPE の負の効果

Cohen, Gurun, Kominers（2019）は、NPE は平均すると機会主義的なトロールとして振る舞い、手元資金の多い企業を狙うこと、NPE と和解した、または敗訴した企業はその後のイノベーション活動を大きく減らすこと、発明者への還元の痕跡は見いだせないことを報告した[20]。米連邦取引委員会（FTC、2016 年）も、訴訟型 PAE の和解の多くが、典型的な訴訟の開示手続費用の下限とされる 30 万ドルを下回ることから、ニューサンス訴訟と整合的と評価した[21]。ただし、FTC 研究にはサンプルの偏りや 30 万ドル基準の恣意性を指摘する反論もある[22]。

4.2　「私掠船」型の特許売却による競争の歪み

Kim ら（2025）は、技術競争と報復リスクに直面する企業ほど NPE へ特許を売却し、その特許が元保有者の競合他社に偏って行使されること、売却後に同業他社が特許活動や当該分野への参加を縮小することを示した。こうした売却は資金力のある企業に集中しており、「小規模企業が NPE を通じて権利を実現する」という通説とは逆の姿である[23]。記事が紹介する、訴え返しを懸念する企業に NPE への特許譲渡を勧めるという構図は、報復を避けつつ競合を攻める手段にもなり得る。

4.3　日本企業への跳ね返り

日本企業は、対立を避けて支払いに応じやすいとみられ、かつて米国 NPE 訴訟の主要な被告であった[24]。米国では 2025 年以降、PTAB の裁量却下の拡大で IPR 開始率が下がり[17]、NPE 訴

訟が増えた[16]。手本とされる韓国でも、米国での特許紛争の多くで自国企業が被告側に立ち[15]、半導体大手が NPE 訴訟と IPR 不開始に直面している[25]。キヤノンが米グーグルなどとトロールを共同で抑え込む LOT ネットワークを立ち上げ、協力者を 5,000 社規模に広げてきたのも、この脅威への対応である[26]。

4.4　制度論上の慎重論

経団連は 2020 年の意見で、懲罰的賠償は日本の不法行為法の基本原則と相いれず、利益吐き出し型賠償も制裁的意味合いを持つ点で同様の問題があるとし、「侵害し得」の是正は知財高裁の判断に委ねるべきとした[27]。2026 年 6 月の小委でも、経団連から出席した委員は、覆滅率の上昇から侵害者の手元に利益が残っていると直ちに断ずることに大きな違和感を示し、日本知的財産協会の委員も大半の企業は他社特許を侵害しないよう真面目に取り組んでいると強調した。スタートアップ支援の立場の委員は、リソース不足から侵害者側になるリスクにも触れ、対象を悪質な侵害に絞るべきと提案している[8]。

4.5　「画期的判断」の射程と予見可能性

パンテック事件の差止めの決め手は、裁判外の交渉態度ではなく、裁判所の和解手続での情報不開示であった。判決自身、裁判外の交渉経緯だけを見ればグーグルに落ち度はなかったと認めている[4]。大阪地裁は類似の事実で逆の結論を出した[5]。Masabumi Suzuki 氏は、日本が SEP 紛争の魅力的な法廷地となるには、FRAND 交渉に関する裁判所の立場の予見可能性を高める必要があると指摘する[28]。

表 3　論点別の対照（評者整理）

論点	肯定論	否定論・慎重論	評者の評価
休眠特許	資金化して研究開発へ還流（IP Bridge、ICCL、アイデアハブ）	原権利者への還元は売却益の 4%未満との推計（NPE 対策事業者の委託調査）[29]	還元条件と行使先の管理を契約で設計できるかが分かれ目
侵害抑止	覆滅率約 50%の是正、「侵害し得」の防止	補填原則との不整合、悪質事案の過大評価	故意侵害に絞る利益請求権は合理的。故意認定の手続設計が鍵
中小・個人	資力のない権利者の実効化手段	NPE は平均的にトロール的で、標的企業の革新を阻害	主体の属性ではなく、請求の質と行使態様で規律すべき
競争	交渉力の回復、ただ乗りの抑止	私掠船型売却による競争の歪み	売却・委託方針を知財ガバナンスで管理し説明する
法廷地	国際ライセンス決着の場としての日本	結論の分岐、予見可能性の不足、外国 NPE の利用	指針整備は前進。上級審判断の蓄積と被告側の備えが必要

論点	肯定論	否定論・慎重論	評者の評価
集団的行使	経済安保技術で日本企業が特許を束ね交渉力を確保	共同のライセンス拒絶や非必須特許の組入れは独禁法上の問題[30]	開放的なライセンス条件と独立した必須性判断を備えれば有力

5. 評釈【見解】

5.1　評価できる点

(1) 時宜性。特許制度小委員会で侵害抑止策が具体化し[10]、東京地裁が SEP 紛争の受け皿を整えた[4]2026 年秋に、「訴訟を避ける文化」そのものを問い直す意義は大きい。

(2) 均衡への配慮。記事はトロールの否定的な含意を認めたうえで中立的な NPE の呼称を用い、乱訴の抑止と正当な権利行使の後押しの両立を説く。正当な NPE とトロールの違いを強調する ICCL の姿勢も紹介しており、単純な「攻め」礼賛ではない[1]。

(3) 比較の視点。韓国の国策的な NPE 活用と米国の揺り戻しを並べ、日本の立ち位置を相対化した。NPE の機能を目利き・束ね・資金調達の器と整理した点も、知財を金融資産として流通させる発想として示唆に富む。

5.2　留保すべき点

(1) 見出しと本文の緊張、判別基準の欠如。本文はトロールと NPE を区別しつつ、法的な線引きは難しいと認めるにとどまり、見出しは「怪物も使いよう」である。どの行為を抑止し、どの行為を後押しするかの基準がなければ、乱訴の抑止と正当な権利行使の後押しは並べて掲げただけで終わる。FTC によるポートフォリオ型と訴訟型の区別[21]や、ICCL が掲げる特許の質、相手の負担の悪用の有無といった、行為に即した基準を示してほしかった。

(2) 成功例の構図。パンテック事件は、韓国 NPE（アイデアハブ傘下）が米国企業の日本法人を東京で訴えた事件である[1,7]。日本の裁判所が差止めを認め得ることは、日本企業が外国 NPE に東京で訴えられる場面が増え得ることを同時に意味する。多くの技術分野で日本企業は実施者でもある。記事は「使う側」の視点に寄り、「使われる側」の備えに触れていない。

(3) 判断の射程。記事は「差止めが認められにくいとされてきた特許」と述べるにとどまり、FRAND 宣言済み SEP の事件であること、決め手が和解手続での情報不開示であったこと[4]、大阪地裁が逆の結論を出したこと[5]に触れていない。非 SEP の NPE 訴訟一般に敷衍するのは飛躍がある。

(4) 経済条件の見落とし。日本では、権利者が実施せず競合品も販売していなければ、損害は原則として実施料相当額にとどまる[9]。純粋持株会社の権利行使に 102 条 2 項を認めた知財高裁判決もあるが、グループ会社が実施していた事案で、純粋な NPE とは事情が異なる[31]。ディスカバリーも陪審もない日本で、NPE が国内訴訟を収益源にできる条件は限られる。記事が挙げる韓国の 3 社がいずれも子会社を通じて国外（米国や日本）で訴訟を起こす形をとり[1]、ICCL も海外訴訟を主戦場とする[12]のはその表れである。「日本企業が NPE を使う」の実質は、多くの場合、米国などでの権利行使の外部化を意味する。

(5) 韓国モデルの両面。韓国は懲罰的賠償の上限を 5 倍に引き上げ[14]、NPE を称賛する見方もある。他方、米国での特許紛争では韓国企業が被告側に立つことが多い[15,25]。アイデアハブの代表自身、韓国の司法制度の下では実質的な IP 市場が成立していないとし、国内の休眠特許を海外で収益化するモデルをとる[7]。韓国の経験は、国内での権利行使環境の整備よりも、海外での行使に軸足があることを示している。

(6) 文化論の限界。ICCL が説得に苦労するという、訴え返しやトロール視への懸念は、文化というより報復リスクと評判リスクの合理的な評価である。訴訟件数や原告勝訴率の低さ[2]も、賠償水準、証拠収集手段、権利の安定性という制度要因と切り分けて論じる必要がある。報復を避けるために特許を NPE に託す行動は、Kim らが示した私掠船型の売却そのものになり得る[23]。

(7) 利益請求権の両刃性。故意侵害に限って侵害者利益の請求を認める方向は、補填原則との整合を保ちつつ「侵害し得」を是正する点で合理的と評価できる。他方、この請求権は特許を実施しない権利者にも理論上及び得るため、NPE の交渉力を高める。警告書の送付で「知りながら」の状態を作り出し、交渉材料にする戦術が想定される。特許庁資料は、無効理由や実施権の存在を信じていた場合は悪質とまではいえないとの整理を示しており[9]、この線引きを条文と運用でどう担保するかが制度の成否を分ける。

(8) 集団的権利行使の設計。玉井氏の提言は有力だが、共同でのライセンス拒絶や、規格に必須でない特許の組入れは独占禁止法上の問題となり得る[30]。経済安全保障を目的とする集団行使ほど、対外的な排除と受け取られない設計（開放的なライセンス条件、独立した必須性判断、情報遮断）が求められる。

(9) 補足（米国の動向）。記事は無効化手続の制限を第 1 次トランプ政権の施策として述べる。同政権期にも手続制限の動きはあったが、IPR 開始率が急落したのは第 2 次政権下の 2025 年以降であり[17]、2026 年第 3 四半期には 57.3%まで戻している[18]。米国の環境は一方向ではない。

5.3　実務への示唆

① 休眠特許の棚卸しに「外部化」の判断軸を加える。放棄・維持・ライセンス・売却・権利行使委託の五つの選択肢で評価する。売却や委託の際は、ライセンスバック、自社の顧客・取引先を行使対象から外す条項、行使態様に関する誓約、LOT ネットワーク等への加盟状況との整合を契約で手当てする。

② 売る側の評判・競争法リスクを経営判断に組み込む。私掠船型と受け取られる売却は、業界内の信頼と協業関係を損ねる[23]。売却方針を知財ガバナンスの一部として経営会議・取締役会で承認し、対外的に説明できる状態にしておく。

③ 外国 NPE に東京で訴えられる場面に備える。パンテック事件と東京地裁の指針により、SEP 実施者は答弁の段階で販売数量等の開示を判断する必要がある[4]。交渉方針と開示範囲を事前に固めておく。米国でも IPR 環境の変化を前提に、警告受領時の初動、権利者と資金源の調査、共同防衛の手順を見直す。

④ 故意認定に備えた記録を残す。日本で利益請求権が導入されれば、警告受領後の検討記録と、弁理士・弁護士による非侵害・無効の見解書が、故意の認定を避けるうえで一層重要になる[9]。

⑤ 集団的権利行使は独禁法の整理と一体で検討する。特許プールや共同ライセンスに参加する場合は、必須性判断の独立性、ライセンス条件の開放性、参加者間の情報遮断を設計段階で確保する[30]。

5.4　結論

記事の主張は、「訴訟を恐れず権利を行使できる企業になれ」という方向性において支持できる。記事自身が掲げる乱訴の抑止と正当な権利行使の後押しを両立させるには、(i) 行使主体を属性ではなく行為で評価する基準、(ii) 特許を外部に託す企業が売却先・行使先を管理するガバナンス、(iii) 故意の認定や警告書の扱いに関する制度上の歯止め、(iv) 外国 NPE に訴えられる側としての備え、の四つが欠かせない。これらを欠いたまま「攻め」だけを勧めれば、日本企業は怪物の「使い手」ではなく「餌」になりかねない。

6. 今後の注目点

- 2026 年 11 月 9 日予定の第 60 回特許制度小委員会における利益請求権の具体化（要件、効果、実施しない権利者への適用の有無）[9]
- SEP 指針の下での新たな提訴・調停申立てと、知財高裁による判断の蓄積[4]
- 米国の差止め要件を緩める法案の帰趨と、PTAB 運用の揺り戻し[18]

・ 国内マネタイズ主体（IP Bridge、ICCL 等）の実績と還元条件の開示、経済安保技術での特許プール構想の具体化

資料上の留意点

・ 表 1 は対象記事の本文の評者による要約であり、記事の図表の数値は目視による概数である。

・ ICCL・IP Bridge に関する情報の一部は日経 BP の広告企画（SPECIAL）に基づく各社の自己説明である。

・ 原権利者への還元率（4%未満）の推計は、NPE 対策を事業とする Unified Patents 側の委託調査である。

・ 各国の訴訟件数・勝訴率は 2014 年時点の資料で、現在の水準とは異なる可能性がある。Kim ら（2025）は査読前のワーキングペーパーである。

・ 一部文献の掲載日は未確認または推定であり、文献一覧に注記した。URL の閲覧日はいずれも 2026 年 11 月 4 日。

参考文献

[1] 瀬川奈都子「攻めの知財へ『特許の怪物』も使いよう　訴訟恐れぬ日本企業に」（Deep Insight）日本経済新聞電子版，2026 年 11 月 2 日 10:00（紙面は同日朝刊、見出し「『特許の怪物』も使いよう」）．https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD027UW0S6A001C2000000/

[2] 田村啓「ドイツ特許侵害訴訟―日本における特許侵害訴訟との比較―」青山特許事務所，2014 年 11 月 17 日（各国件数・勝訴率は平成 26 年 2 月の特許庁委託調査報告書等を引用）．https://www.aoyamapat.gr.jp/contents/corporate/aocpcd/wp-content/uploads/2018/04/プレゼンミーティング（田村）_ドイツ特許訴訟の実際_修正版.pdf

[3] 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会「パテント・トロール対策等 WG 報告書（概要）」資料 3-4，2018 年．https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/sangyou/dai4/siryou3-4.pdf

[4] Takanori Abe, "What happens if you are sued in Tokyo after Pantech v Google?", World IP Review, 5 August 2026. https://www.worldipreview.com/patent/what-happens-if-you-are-sued-in-tokyo-after-pantech-v-google

[5] ASCII「グーグル、Pixel 7a の特許侵害でパンテックに勝訴　東京地裁と異なる判決」2025 年 7 月 15 日．https://ascii.jp/elem/000/004/299/4299765/

[6] ASCII「グーグル、パンテックとの特許訴訟で和解と発表　一時は Pixel 7 の国内販売差し止め」2025 年 12 月 18 日．https://ascii.jp/elem/000/004/361/4361198/

[7] 電子新聞（etnews）「[데스크가 만났습니다] 임경수 아이디어허브 대표, “잠자는 국내 특허 깨워 해외서 수익화”」2025 年 9 月 29 日．https://www.etnews.com/20250929000043

[8] 特許庁「産業構造審議会知的財産分科会 第 56 回特許制度小委員会 議事録」（2026 年 6 月 16 日開催）．https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/index/newtokkyo_056.pdf

[9] 特許庁「特許制度に関する検討課題について」産業構造審議会知的財産分科会 第 59 回特許制度小委員会 資料 1，2026 年 10 月 14 日．https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/59-shiryou/01.pdf

[10] 特許庁「特許権侵害等における民事救済措置の法的整理に関する検討会について（中間的な整理）」第 59 回特許制度小委員会 資料 2，2026 年 10 月 14 日．https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/59-shiryou/02.pdf

[11] 日経ビジネス電子版 SPECIAL「日本企業のトップが、知財戦略を語る時代に　知財は、金融と合流せよ」（IP Bridge），2025 年 6 月．https://special.nikkeibp.co.jp/atclh/ONB/25/ipbridge0630/ ※広告企画

[12] 日経ビジネス電子版 SPECIAL「若き『知財の星』と変える、日本の知財マネタイズ　タフな国際訴訟もお任せ 休眠特許を掘り起こす！」（知的創造サイクルラボ），2026 年 6 月（URL 表記からの推定）．https://special.nikkeibp.co.jp/atclh/ONB/26/iccl0629/ ※広告企画

[13] 日経クロステック「トヨタ系の知財新興、価値ある休眠特許を AI で発掘　日本企業の収益化を支援」2025 年 11 月．https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/news/24/02956/

[14] ジェトロ・ソウル（大塚裕一）「技術奪取防止の強化対策運用開始」The Daily NNA 韓国版掲載，2024 年 9 月 11 日．https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/article/8058e5b35cb1e58c.html

[15] Asia Economy, "[News Terms] Frequent Patent Lawsuits, 'NPE' Targeting Samsung and Hyundai Motor", June 19, 2024（韓国特許庁「2022 年 IP 動向年次報告書」を引用）．https://www.asiae.co.kr/en/article/2024061916371970764

[16] RPX Corporation, "Q4 in Review: USPTO Pushes Further IPR Limits as FRAND Jurisdictional Battle Intensifies", January 2026. https://www.rpxcorp.com/blog_post/q4-in-review-uspto-pushes-further-ipr-limits-as-frand-jurisdictional-battle-intensifies/

[17] Manatt, Phelps & Phillips, "The PTAB Shake-Up One Year Later", 2026. https://www.manatt.com/insights/newsletters/client-alert/the-ptab-shake-up-one-year-later

[18] Unified Patents, Patent Dispute Report: Q3 2026（NPEs タグ掲載ページ）．https://www.unifiedpatents.com/insights/tag/NPEs

[19] 栗原潔「特許権侵害訴訟でグーグルに 480 億円の損害賠償評決　相手はパテントトロールなのか？」Yahoo!ニュース エキスパート（掲載日未確認）．https://news.yahoo.co.jp/expert/articles/14720dcb4b3c95e5926d157de302c217f030dc79

[20] Cohen, L., Gurun, U. G., & Kominers, S. D. (2019). "Patent Trolls: Evidence from Targeted Firms." Management Science, 65(12), 5461–5486. https://doi.org/10.1287/mnsc.2018.3147

[21] U.S. Federal Trade Commission, "Patent Assertion Entity Activity: An FTC Study", October 2016（内容は Jones Day 解説に依拠）．https://www.jonesday.com/en/insights/2016/10/federal-trade-commission-releases-long-awaited-report-on-patent-assertion-entities

[22] Alden Abbott, "The FTC's PAE Study Recommendations: Case Not Proven", The Heritage Foundation, November 2016. https://www.heritage.org/government-regulation/commentary/the-ftcs-pae-study-recommendations-case-not-proven

[23] Kim, J., Valentine, K., Zhang, J. L., & Zheng, Y., "Patent Privateering", Stanford GSB Working Paper No. 4297, December 2, 2025. https://www.gsb.stanford.edu/faculty-research/working-papers/patent-privateering ※査読前

[24] IAM（Lexology 転載）"From biggest threat to no sweat: Japanese corporates no longer fear NPEs, but new challenges emerge"（2018 年頃と推定）．https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=ba086908-844e-4969-8b80-c40a12e1c85f

[25] The Korea Times, "Korean chipmakers face lawsuit strain from US patent trolls", January 14, 2026. https://www.koreatimes.co.kr/business/companies/20260114/korean-chipmakers-face-lawsuit-strain-from-us-patent-trolls

[26] 日経ビジネス電子版「［クイズ］キヤノンが編み出した『特許の怪物』対策とは？」2025 年.
https://business.nikkei.com/atcl/gen/19/00738/053000022/

[27] 日本経済団体連合会「『AI・IoT 技術の時代にふさわしい特許制度の在り方―中間とりまとめ―（案）』についての意見」2020 年 6 月 30 日. https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/059.html

[28] Masabumi Suzuki, "Standard Essential Patent Disputes in Japan: From Apple v. Samsung to Pantech and the Future of SEP Dispute Resolution", SSRN, August 3, 2026.
https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=7233598

[29] Unified Patents, Insights: Reports（The Perryman Group 委託調査の紹介）.
https://www.unifiedpatents.com/insights/category/Reports ※NPE 対策事業者による委託調査

[30] 公正取引委員会「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」2005 年 6 月 29 日（2007 年 9 月 28 日改正）. https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/patent.html

[31] イノベンティア「特許権に係る事業を行わない持株会社による権利行使に特許法 102 条 2 項の適用を認めた知財高裁判決について」2024 年 12 月 17 日（知財高判令和 6 年 7 月 4 日）.
https://innoventier.com/archives/category/jurisprudence-patent